

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和2年度	対象部局等	財務部	市民税課
報告書ページ	33ページ (4)①	区分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>無申告法人の調査</p> <p>過年度から継続して一度も申告していない法人が存在する可能性について、法人市民税においては法人登記がされているにも関わらず確定申告していないケースや、福島市に申告していないケースが考えられる。</p> <p>未申告法人の調査を、福島市水道局で法人の上下水道の契約者名簿と法人市民税の申告実績を照合することや、固定資産税の課税法人や保健所の営業許可法人等のリストから未申告法人を発見することが可能である。</p> <p>浜松市では、無申告法人の申告奨励を行うための手段として、「NTT電話帳に掲載されている法人について、1件ずつローラー作戦による法人市民税との照合作業を行う」という方法によって大きな成果を上げた事例が紹介されている。</p> <p>この方法は多大な労力と時間を要するものであるが、複数年度かけてでも一度実施してしまえば市税徴収の適正化・市税収入の拡大が期待できるため、可能な限り対応することが望ましい。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>無申告法人の調査につきまして、新規商業ビルに入居するテナントに対して現地調査を行った結果、適正に設立届が提出されていることを確認いたしました。今後も新規商業ビルに注意しつつ実態調査を行ってまいります。</p> <p>また、各種リスト等を活用した照合につきまして、令和3年度に固定資産税の課税法人リスト及び保健所営業許可法人リストとの突き合わせを行った結果、1件の未把握法人を発見いたしました。法人市民税の無申告の時効期間が申告期限から5年であることから、今後4年に1度の頻度で突き合わせを実施し、適正な法人市民税の課税に取り組んでまいります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る検討報告書  
(現行の事務処理が適当であると判断したもの)

監査実施年度	令和2年度	対象部局等	財務部	市民税課																																																				
報告書ページ	33ページ(4)②		区分	意見																																																				
意見の内容	<p>均等割額(従業者数)の確認</p> <p>均等割の過少申告が行われていないことの確認のためには、法人税申告書と給与支払報告書の人員数を比較することが望ましい。(要約)</p>																																																							
検討内容	<p>令和3年7月及び11月に申告した法人のうち、従業員数が均等割区分の境界である40~50人の9法人について、給与支払報告書提出枚数の整合性をサンプル調査いたしました。</p> <p style="text-align: right;">(単位:人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">法人市民税申告書に記載された人数</th> <th rowspan="2">法人決算月人数</th> <th rowspan="2">給与支払報告書の提出枚数(報告人数)</th> </tr> <tr> <th>全従業員数</th> <th>うち市内事業所の人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A社</td><td>50</td><td>44</td><td>37</td><td>40</td></tr> <tr><td>B社</td><td>16,363</td><td>47</td><td>138</td><td>191</td></tr> <tr><td>C社</td><td>290</td><td>48</td><td>34</td><td>40</td></tr> <tr><td>D社</td><td>13,919</td><td>50</td><td>155</td><td>232</td></tr> <tr><td>E社</td><td>53</td><td>40</td><td>30</td><td>35</td></tr> <tr><td>F社</td><td>46</td><td>46</td><td>41</td><td>51</td></tr> <tr><td>G社</td><td>42</td><td>42</td><td>35</td><td>38</td></tr> <tr><td>H社</td><td>48</td><td>48</td><td>46</td><td>49</td></tr> <tr><td>I社</td><td>49</td><td>49</td><td>36</td><td>37</td></tr> </tbody> </table> <p>各法人から提出された給与支払報告書(福島市在住者)に記載された就退職日に基づき月毎の従業者数を算出した結果、B社とD社に大きな開きがありました。</p> <p>この2法人は大手外食チェーンであり、市外の店舗に通勤する福島市在住者が相当数存在すると推察されるため、法人税申告書と給与支払報告書の人員数の開きをもって過少申告の判断を行うことは困難と思われます。</p> <p>また、それ以外の法人につきましても市外の店舗等への通勤者や基準日が異なることから、法人市民税申告書と給与支払報告書の人数に不整合が生じております。</p> <p>すべての法人について不整合の根拠を明らかにすることは困難であるため、法人税申告書と給与支払報告書の人員数の比較は行わないこととします。</p>					法人市民税申告書に記載された人数		法人決算月人数	給与支払報告書の提出枚数(報告人数)	全従業員数	うち市内事業所の人数	A社	50	44	37	40	B社	16,363	47	138	191	C社	290	48	34	40	D社	13,919	50	155	232	E社	53	40	30	35	F社	46	46	41	51	G社	42	42	35	38	H社	48	48	46	49	I社	49	49	36	37
	法人市民税申告書に記載された人数		法人決算月人数	給与支払報告書の提出枚数(報告人数)																																																				
	全従業員数	うち市内事業所の人数																																																						
A社	50	44	37	40																																																				
B社	16,363	47	138	191																																																				
C社	290	48	34	40																																																				
D社	13,919	50	155	232																																																				
E社	53	40	30	35																																																				
F社	46	46	41	51																																																				
G社	42	42	35	38																																																				
H社	48	48	46	49																																																				
I社	49	49	36	37																																																				

- (1) 意見の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 検討内容の欄は、改善策について検討したものの、現行の事務処理が適当であると判断した理由、見解等を記載すること。

**包括外部監査の結果に係る検討報告書**  
(現行の事務処理が適当であると判断したもの)

監査実施年度	令和2年度	対象部局等	こども未来部	幼稚園・保育課
報告書ページ	56ページ (4)①		区分	意見
意見の内容	<p><b>延滞金の徴収とシステムの整備</b></p> <p>保育所負担金は、地方自治法第231条の3第2項において、督促をした場合には条例の定めるところにより手数料及び延滞金を徴収できるとされており、福島市債権管理条例第7条では、公債権について督促をした場合延滞金を「加算して徴収するものとする」との定めがある。</p> <p>しかしながら、現状未納の保育所負担金に対し延滞金は徴収されていない。保育所負担金は世帯の資力に応じて決定され、生活環境等の変化により延滞するケースは想定されるものの、資力があるにもかかわらず履行期限を守らない滞納者がいる場合公平性に欠ける。また、当債権は強制徴収公債権であり、この点からも延滞金を科すことが望ましい。</p> <p>一方で、幼稚園・保育課では延滞金を計算するシステムが整備されておらず、人員にも余裕がないため、支払能力を有すると認められる滞納者があっても延滞金を適時に計算できない。滞納者から延滞金を徴収しない理由を明確にし、支払能力を有すると認められる滞納者に対しては延滞金を計算、徴収できる環境を整備することが望ましい。(要約)</p>			
検討内容	<p>保育所負担金の延滞債権の回収管理については、これまで、負担の公平性確保の観点による未納解消に重点を置くとともに、対象者が子を持つ世帯であることから、子育て世帯の生活に対する配慮を欠くことのないよう充分留意し実施してきました。このため、納付誓約の取り交わし等による時効中断と、納付相談の実施及び分納による債権回収に注力し進めてきております。</p> <p>保育所負担金の滞納者は複雑な養育環境の課題を抱えるケースが多く、延滞金を課すことは子どもの養育に支障や悪影響を及ぼす懸念があり、子育て世帯の生活に充分配慮した一律の減免基準の設定・判定が困難であります。</p> <p>子育て世帯の生活に対する配慮を欠かさぬよう、保育所負担金は債権管理条例第7条の規定の例外として延滞金を加算・徴収しない費用とし、引き続き未納解消に向けた納付相談の実施や分納による債権回収を推進してまいります。</p>			

- (1) 意見の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 検討内容の欄は、改善策について検討したものの、現行の事務処理が適当であると判断した理由、見解等を記載すること。

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和2年度	対象部局等	こども未来部	幼稚園・保育課
報告書ページ	57ページ	(4)②	区 分	指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p><b>延滞債権に対する滞納処分</b></p> <p>保育所負担金は、漫然と時効を迎えないため相当程度の催告を実施し、納付誓約等時効中断手続が行われているものの、債権回収管理に係る人員不足や滞納処分のノウハウ不足等により、財産等の網羅的調査及び強制執行等滞納処分の手続は行われておらず、発生から20年以上経過した長期滞納債権がある。</p> <p>適正に納付する負担者との公平性確保のため、滞納者には催告のみならず収入等を調査し、不誠実な滞納者には滞納処分等の法的措置も視野に入れた積極的な対応を行うことが必要と考える。</p> <p>滞納債権の回収管理には、費用対効果を勘案し延滞期間や金額の多寡等による一定の基準を設け、該当する債権は法的措置も視野に入れ対応することが考えられる。特に強制徴収公債権であることから、自力執行権の有効活用並びに債権回収の効率化、ノウハウの蓄積のため、市全体で一括して債権管理に取り組むことが必要と思われる。そのため、強制徴収公債権の滞納に係る債権管理部署を設け、当該部署で一括し滞納処分手続きを行うことが望ましい。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>保育所負担金の延滞債権の回収管理については、これまで、負担の公平性確保の観点による未納解消に重点を置くとともに、対象者が子を持つ世帯であることから、子育て世帯の生活に対する配慮を欠くことのないよう充分留意し実施してきたところです。</p> <p>この度、財産調査の実施や債権管理部署である納税課との連携を定めた「保育所保育料等に係る徴収事務要領」を施行し、本要領により債権管理を進めてまいります。</p> <p>なお、費用対効果を勘案した延滞期間や金額の多寡等による一定基準の設定については、負担の公平性確保の観点から課題が残るため、今般の要領への記載を見送っております。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和2年度	対象部局等	こども未来部	幼稚園・保育課
報告書ページ	57ページ	(4)③	区 分	指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p><b>児童手当の特別徴収や申出（任意）徴収による回収</b></p> <p>幼稚園・保育課では、滞納者に対する児童手当を納付等の状況に応じて現金支給とし、窓口支給時に納付相談を行っているが、債務者の意思に任せているため回収が長期化しているケースが見受けられた。他自治体では特別徴収や申出徴収による取り組み事例がある。いずれも保育料や学校給食費などの未納額を児童手当の金額から控除して支給するため、未納額の回収が図れる。</p> <p>児童手当法第22条に基づく特別徴収は、控除できるのが現年度滞納額のみだが、市側が強制的に実行でき、収入未済の発生抑止につながる。申出徴収は任意申出によるものであるが、過年度分も含めて滞納額を回収できる。受益者負担の公平性確保と債権管理事務コスト削減のため、これらの制度の導入により、滞納債権の発生防止と回収促進を図ることが望ましい。（要約）</p>			
講じた措置の内容	<p>保育所負担金の延滞債権の回収管理については、これまで、負担の公平性確保の観点による未納解消に重点を置くとともに、対象者が子を持つ世帯であることから、子育て世帯の生活に対する配慮を欠くことのないよう充分留意し実施してきたところです。</p> <p>この度、児童手当の特別徴収、および債権管理部署である納税課との連携を定めた「保育所保育料等に係る徴収事務要領」を施行し、本要領により債権管理を進めてまいります。</p> <p>なお、費用対効果を勘案した延滞期間や金額の多寡等による一定基準の設定については、負担の公平性確保の観点から課題が残るため、今般の要領への記載を見送っております。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和2年度	対象部局等	商工観光部	産業雇用政策課
報告書ページ	86ページ 17②		区分	指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>収入未済が発生しないための取り組み</p> <p>過年度の未納金については、経営状況などの確認を行うことなく、同一事業者に行政財産の使用許可を継続していたことも原因の一つと考えられるため、同様の事案発生防止のためにも、一定期間ごとに事業者の再公募等による審査を行うことが望ましい。</p>			
講じた措置の内容	<p>今回の意見を踏まえ、今後は3～5年ごとに事業者の再公募による審査を行うこととしました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和2年度	対象部局等	健康福祉部	共生社会推進課
報告書ページ	115ページ (4)①		区分	指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>償還猶予の際の調査</p> <p>東日本大震災の被災者向け貸付金には、平成23年に貸出を実行し、6年間の据置期間終了後に、返済開始1回目から償還猶予の措置をとっている債権がある。返済期限が到来する前に債務者から返済困難との相談を受けて償還を猶予しているとのことだが、債務者の資産状況等を確認していない。当初の返済条件通りに返済している債務者との公平性を確保するために、返済猶予を行う場合には、収入や資産状況についてより詳細な調査を実施することが望ましい。(要約)</p>			
講じた措置の内容	<p>東日本大震災の被災者向け貸付金については、償還猶予とする場合、所得の状況を把握するために申請者に同意書を提出いただいた上で市民税課に前年の所得状況(金額、給与所得・年金所得の別)を確認しております。</p> <p>本貸付金は災害からの生活再建が目的であり、福島県債権管理マニュアルにおいても管理台帳整備に関し、資産状況の把握まで求めておりませんでしたので、同意を住民基本台帳及び所得に関する情報のみとしており、資産状況の確認までは実施していない状況にありました。</p> <p>本件に関して監査人から、収入を確認するために普段使用している通帳のコピーの提出を検討するようとの指摘をいただいたことから、令和3年4月より申請時に生活口座のコピーを併せて求めております。</p> <p>また、所有している不動産等の確認につきましては、同意書の中に資産についての文言を加え、申請者に同意を得た上で所有する土地・家屋について資産税課で確認を行います。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	令和2年度	対象部局等	健康福祉部	共生社会推進課
報告書ページ	116ページ (4)②	区分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>債権管理台帳の整備</p> <p>福島市債権管理条例の施行は平成26年度だが、当該貸付金は平成23年度から29年度に実施されているため、債権管理台帳整備が不十分であることは理解できる。しかし、債権管理台帳として提示された「償還管理データベース」は貸付金債権の一覧表であり、福島市債権管理条例施行規則に定める項目のうち、以下の内容について記載がないため、条例に基づく必要事項を記載すべきである。</p> <p>なお、債権管理台帳は、本来債務者毎に作成すべきであるが、当債権は直近の平成31年度の新規調定件数が295件と多いことから、返済猶予を始めとする返済遅延が生じた債権のみ作成すれば足りると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・債務者の住所</li> <li>・債務者の財産に関する事項</li> <li>・債権の徴収に係る履歴</li> <li>・担保に関する事項</li> </ul>			
講じた措置の内容	<p>災害援護資金の貸付状況の管理につきましては、福島県債権管理マニュアルをもとに当課で作成した「償還管理データベース」により管理していましたが、監査人から指摘を受け、令和3年2月より「債務者の住所」「債務者の財産に関する事項」「債権の徴収に関する履歴」などの情報を管理する専用のシステムを作成しております。また、この専用システムの中に担保に関する事項として人的担保として、「保証人情報」の項目を設け対応しております。</p> <p>なお、物的担保につきましては、県マニュアルにおいて担保に関する記載がないこと及び「被災者の支援」という本制度の趣旨に鑑み、設定の予定をしておりません。</p> <p>法務係と協議をした結果、条例13条で、保証人を立てることができる規定があることから、担保の管理については、台帳（専用システム）の保証人の項目にて適切に管理し、条例12条の償還金の支払い猶予に該当する案件等が発生したケースにおいて、保証人がいない場合には、「担保を設定の記載を省略する」旨も記載し決裁を受けるものといたします。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。